

2020年12月1日 ウェビナー:「ビジネスと人権」と国際協力銀行(JBIC)の環境社会配慮

インドネシア石炭火力案件における
人権侵害と住民の苦情申立て

FoE Japan 委託研究員 波多江 秀枝
E-mail: hatae@foejapan.org

1

Friends of the Earth International



Friends of the Earth International

設立 1971年設立
本部 オランダ アムステルダム
世界75カ国に200万人のサポーター。
各国の団体が自立的に活動。気候変動など
グローバルな課題には共同アクションを行う。
「mobilize」「resist」「transform」



FoE Japan

設立 1980年1月
2001年11月～特定非営利活動法人
2010年7月～認定特定非営利活動法人
所在地 東京都板橋区の一軒家！
スタッフ 常勤9名、その他非常勤など5名



2014年FoEインターナショナルの隔年総会@スリランカ

FoE Japanが目指している社会

地球上のすべての人々と生物が
互いに共生し、尊厳をもって生きることができる
平和で持続可能な社会を目指しています。



共通の解決アプローチ

「変えたい」という市民の声を集めて、
大きな力にし、社会を変える活動をしています。

変える

環境社会問題を生み出している既存の仕組みに対して挑戦し、**解決のための仕組み**を作ります。

つながる

国内外の広い**ネットワーク**をいかし、連帯することでうねりを起こし、より大きな力で行動します。

知る

現地の人々の視点に立って環境問題の実態と根本原因を**調査・分析**します。



話の流れ

- 事例1：インドネシア・バタン石炭火力発電事業
 - 事業概要と主な問題点
 - 主な人権侵害
 - 住民のJBIC異議申立てと結果
- (参考)
 - 事例2：インドネシア・テレボン石炭火力発電事業
 - 事業概要と主な問題点
 - 住民のJBIC異議申立てと結果／経過

Cf. OECD多国籍企業行動指針と問題提起

インドネシア・ジャワ・バリ系統

バリ協定採択以降も日本が公的支援する新規石炭火力 614万kW

事例1：中ジャワ州バタン

- JBIC、3メガ融資決定(2016年6月) = 200万kW (2020年運開予定) (J-POWER、伊藤忠)
- 中ジャワ州タンジュンジャティB (TJB)
 - JBIC等(1~4号機) = 264万kW (稼働中)
 - JBIC、3メガ(5、6号機)融資決定(2017年2月) = 214万kW (2021年運開予定)
 - ← 仏3銀行撤退 (関西電力、住友商事)

西ジャワ州インドラマユ

- JICA E/S借款(2013年3月契約締結。2016年10月～貸付中) 本体借款要請待ち = 100万kW (2026年運開予定)

事例2：西ジャワ州テレボン

- JBIC(1号機) = 66万kW (稼働中)
- JBIC(2号機)融資決定(2017年4月) = 100万kW (2022年運開予定)
- ← 仏銀行撤退 (JERA、丸紅)

東ジャワ州パイン

ジャワ・バリ系統(2019~28年) = 26~45%の電力供給予備率

事例1. バタン石炭火力発電事業 事業概要と主な問題点

バタン石炭火力発電所 事業概要

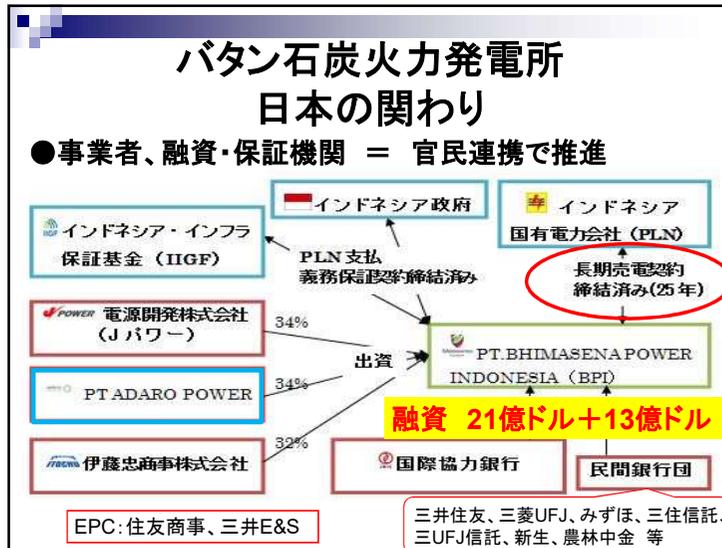
事業サイト：中ジャワ州バタン県

- 1号機/2号機
 - 発電容量： 200万kW (100万kW * 2) (超々臨界圧)
 - 総工費： 45億米ドル (出資約11億米ドル、融資約34億米ドル)

着工予定： 2012年10月 → 遅延後 2015年4月 (一部土地造成) 2016年4月 (本格着工)

1号機運転開始予定： 2016年末頃 → 遅延後 2020年6月

2号機運転開始予定： 2017年中頃 → 遅延後 2020年12月 (コロナ禍等で遅れ)



バタン石炭火力発電所 地域住民の主な懸念

- 生計手段への影響
 - 農業(コメ3期作、ジャスミン)
 - コミュニティーによれば
 - 地権者 約700人、小作/農業労働従事者 約3,000人
 - EIAによれば(2012年政府データ)
 - 地権者 504人、小作等 1,176人
 - ※ 代替地の提供? 補償金? 雇用(建設時10,400、操業時450名)?
- 漁業
 - ロバン集落に小漁業従事者 約2,000人

- 健康への影響

10

日本とJBIC支援の海外の 石炭火力発電所との環境対策技術比較

- 個別比較 ex. インドネシア・バタン vs. 磯子
- = 利用可能な最良の技術は導入されず
- = **ダブル・スタンダード**

発電所名	バタン(JBIC融資中)	磯子新2号機	磯子新1号機
事業者	BPI(電源開発 出資)	電源開発	電源開発
出力(kW)	100万 X 2	60万	60万
運転開始時期	2020(予定)	2009/07	2002/04
効率(蒸気条件)	超々臨界圧	超々臨界圧	超々臨界圧
SOx対策(ppm)	105	10	20
NOx対策(ppm)	127	13	20
PM対策(mg/Nm3)	50	5	10

11

バタン石炭火力発電所 プロセスにおける問題点

- 土地買収交渉・合意手続きにおける不備
 - 2011年に開始 EIA住民協議/移転計画策定より以前
 - ⇒ 不透明な土地の補償額
 - = 一律の基準額が明確に提示されず
 - コミュニティー内の不信感の増幅
 - 土地売却交渉時の軍などによる合意の強要
 - ※ 46名の地権者は最後まで土地売却に合意せず
- 住民協議への参加の問題
 - 参加者は招待状を受け取った地域住民に限定
 - 影響住民が懸念をインプット不可
 - 自由に懸念等を発言できる状況の欠如 ← 治安部隊の配備
 - ステークホルダー分析の不備
 - = 影響を受ける可能性のある小漁業従事者に対する協議なし 12

事例1. バタン石炭火力発電事業
主な人権侵害

13

バタン石炭火力発電所 軍・警察・チンピラによる人権侵害

- 土地買収交渉における軍等による合意の強要
- 住民協議における治安部隊の配備
- 暴力行為
- 反対派住民リーダーらへの脅迫・嫌がらせ
 - 法的措置による嫌がらせ
 - 2012年 = 5名のリーダーの留置(5ヶ月強)
 - 2014年 = 2名のリーダーの留置(7ヶ月)
 - 匿名レターによる脅迫 等
- 国軍工兵隊による土地整備作業
 - 2015年4月～ (主に盛土)
- 農家の合意がないまま農地へのアクセス封鎖

Cf. 地域社会の分裂¹⁴

●インドネシア国家人権委員会の勧告(1)
2012年～2016年まで5回

日付	勧告相手	勧告の主な内容
2012年 12月11日	バタン県知事 PLN社長 中ジャワ州警察 BPI社長	<ul style="list-style-type: none"> ・市民的、政治的権利の侵害に対する国の効果的な救済措置(ex.透明性の高い、民主的な、いかなる脅迫もない環境アセス住民協議。環境アセス住民協議からの治安部隊の撤退。環境アセスに関する意見表明の等しい機会提供 等) ・経済的、社会的、文化的権利を達成する義務(ex.事業により住民の生活の質が低下しないよう保障。最高水準の健康の権利の保障 等)
2013年 8月1日	経済調整担当 バタン県知事 BPI社長	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の公式承認まで土地買収交渉中止 ・建設で農地や漁場を失う失業者向けの雇用・福祉対策の明確化 ・人権侵害の監視強化 ・土地売却強要につながる警官、国軍兵士の交渉からの撤退

●インドネシア国家人権委員会の勧告(2)

日付	勧告相手	勧告の主な内容
2015年 4月23日	中ジャワ州知事 第IV/軍管区司令官 中ジャワ州警察長 バタン県知事 PLN社長 BPI社長	<ul style="list-style-type: none"> ・土地売却の強制から、地権者の土地権保護 ・脅迫、強制、暴力からの住民の解放 ・灌漑用水と農地へのアクセス確保 ・土地収用での地権者の選択・尊厳の尊重 ・発電所建設の全活動等から全陸軍兵士の撤退
	第IV/軍管区司令官	<ul style="list-style-type: none"> ・更地、盛土作業に陸軍兵士の関与する法的根拠と権限の説明 ・いかなる活動からも全陸軍兵士を撤退 ・国軍の基本的任務は国家の安全と主権を確立するもの。バタン事業は民間事業であり、国軍が関与するのはまったく不適切。
	バタン県知事 BPI社長	<p>略</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異なる土地を設定したことで生じた住民の不安を解消するための政策と措置 ・陸軍に建設作業と警備を要請した理由の説明 ・2011年の国連・ビジネスと人権に関する指導原則に基づく人権配慮・保護

●インドネシア国家人権委員会の勧告(3)

日付	勧告相手	勧告の主な内容
2015年 9月3日	インドネシア 大統領	・情報、参加、安全、職業、土地所有等の権利保障 ・ 2013年以降、土地収用での地権者・住民に対する脅迫行為の多数発生 の疑い ・ 盛土作業への陸軍派遣は国軍法に違反
2015年 9月16 日	経済担当調整相 中ジャワ州知事 PLN社長/BPI社長	・整地作業における灌漑施設破損、地権者の未売却地アクセス不可の状況は、2015年農業土地計画相規則第5号第12条第2、第3項に違反 ・未収用地12.5 haへの土地収用法適用の違法性は係争中
2016年 5月11日	PLN社長 BPI社長	・計画を拒否している46名の農地アクセス封鎖。農民との合意形成まで、農地のアクセス提供を ・上記フォローアップがなされない場合、人権に関する1999年法律第39号第36条第1項「何人も、自身の資産に対する権利、つまり、法に沿った手続きにより、自身、家族、国、コミュニティの発展のための権利を有す」および第2項「何人も、乱暴な方法や規定違反の下、資産を奪われない」で規定される人権を侵害しうる ・同事業は 計画段階から今日まで、コミュニティに対する多くの人権侵害 が起きてきたことを再度喚起

●インドネシア国家人権委員会の日本政府への書簡

2015年12月21日 首相、衆議院議長に書簡送付

以下のように人権侵害を明確に指摘し、JBIC融資について慎重なレビューを要請

- 関連機関・事業者は、住民の権利を保護・実現するため十分な措置をとらず。
- 2013年以降、地権者、小作、農業労働従事者、漁民等に対する脅迫や身体的・精神的脅威など、土地買収手続に関するさまざまな人権侵害がみられる。
- 人権委は当初から関連機関・事業者に対し、同事業を継続する場合には、以下を確実にこなうよう要求
 - 住民のあらゆる権利の保障・保護
 - 将来にわたるより良い生活の保障
 - 経済・社会・文化・環境影響の低減
- 人権委が当初から勧告してきた一つの選択肢は、より人口が少数、かつ、より紛争の可能性の少ない地域への事業地移転。現事業地は、社会・環境の視点から同事業に適した場所ではない。

18

事例1. バタン石炭火力発電事業
住民のJBIC異議申立てと結果

19

2013年7月	JBIC、融資検討を開始(実査)
2014年9月	反対派の住民来日(日本の官民、当初面談拒否) → 財務省、JBIC面談
2015年5月	JBIC実査(反対派住民に会わず)
2015年7月	反対派の住民、JBICに異議申立て(23名)(却下) + OECD多国籍企業行動指針に係る問題提起
2015年9月	JBIC実査(反対派住民とも面談)
2015年12月	JBIC実査(国家人権委員会のみ)
2016年3月	JBIC実査(反対派住民とも面談)
2016年6月	JBIC・民間銀行団、BPIと融資契約締結 ※ 以降、JBICは年1回実査
2016年12月	反対派の住民、JBICに異議申立書提出
2017年5月	JBIC GL担当審査役の実査 → 6月 報告書

20

JBIC環境社会配慮方針の違反指摘

●環境社会配慮確認のための 国際協力銀行(JBIC)ガイドライン(2009年施行版)

- ❖ 環境アセスメント(代替案の検討、住民協議など)
- ❖ 社会的合意
- ❖ 国内法の遵守、国際基準への適合
- ❖ 先進国等の基準やグッドプラクティスの参照
- ❖ 社会的弱者への配慮
- ❖ コミュニティーの安全
- ❖ 生計手段の喪失に係る対象者の合意
- ❖ 生計手段の喪失・収入機会の減少に対する適切な補償・代替措置
(以前の水準より改善、または少なくとも回復)
- ❖ 住民移転・生活回復計画の立案・実施・モニタリング
(コミュニティの適切な参加)
- ❖ 住民移転・生活回復計画に係る事前の情報公開、住民協議等¹

- インドネシア共和国中部ジャワ州セントラルジャワ石炭火力発電所プロジェクトに関する異議申立に係る調査結果等報告書(2017年6月19日)(1)

https://www.jbic.go.jp/wp-content/uploads/page/2017/06/57360/20170619ExaminationReport_ja.pdf

結論: JBICガイドライン違反はなかった
(以下、人権関連部分を一部抜粋)

- 住民説明会及び用地取得交渉時における**軍・警察の帯同**は、2013年1月の経済調整大臣令にて、本プロジェクトの用地取得手続きにおける**セキュリティ確保のために司法庁・国家警察・州警察・州軍の関与が取り決められたことによるものである**、との説明が同州知事により**国家人権委員会に対して行われたことを、JBICは事業実施主体より確認**
- 警察は、司法当局の判断に基づく活動を行っており、**住民に対して不当逮捕を行ったことはなく、事業に対して適切に関与してきたとの見解を、JBICは同県検察局より確認**

22

- インドネシア共和国中部ジャワ州セントラルジャワ石炭火力発電所プロジェクトに関する異議申立に係る調査結果等報告書(2017年6月19日)(2)

結論: JBICガイドライン違反はなかった
(以下、人権関連部分を一部抜粋)

- **軍による発電所建屋建設予定地の整地作業への関与については、事業実施主体は、2015年2月の同州政府及び同県政府との協議の結果、国軍法における「非軍事役務での地方政府支援」として、軍傘下の土木作業協同組合に整地作業を依頼しており、当該協同組合の整地作業従事は適法との見解を、JBICは現地法律事務所より得ている**

23

- インドネシア共和国中部ジャワ州セントラルジャワ石炭火力発電所プロジェクトに関する異議申立に係る調査結果等報告書(2017年6月19日)(3)

結論: JBICガイドライン違反はなかった
(以下、人権関連部分を一部抜粋)

- **国家人権委員会も、同国政府との協議において、被影響住民にかかる国家人権委員会の懸念に対応する措置が今後順次進められていくことを以て、本プロジェクトの実施を支持するとの結論(2016年3月)に至っていることをJBICは確認している**
- 申立人が提出した証拠資料中の写真や報道機関のニュース映像によると、デモ活動における衝突の際に複数名が負傷したとされている。**もしこのようなことが発生したとすればそれは社会的にみて望ましい事象であるとは言えないため、事業実施主体が今後本プロジェクトを遂行していく際には、関連政府機関との連携を図りながら、社会的な合意が得られるよう引き続き十分な調整が図られることを当審査役は期待する。**

24

- インドネシア共和国中部ジャワ州セントラルジャワ石炭火力発電所プロジェクトに関する異議申立に係る調査結果等報告書(2017年6月19日) (4)

(以下、人権関連部分を一部抜粋)

- **国家人権委員会**も、同国政府との協議において、被影響住民にかかる国家人権委員会の懸念に対応する措置が今後順次進められていくことを以て、**本プロジェクトの実施を支持するとの結論(2016年3月)**に至っていることを**JBICは確認**している。

別表 調査結果 (JBICによる確認内容等)より一部抜粋

- **国家人権委員会の一部の委員**は、NGO及び現地反対派住民からの苦情をもとに、PLN及び事業実施主体宛に**2016年5月11日付**で書簡を发出した。当該書簡記載内容に関し、2016年2月の最高裁による最終判決が発出済みである**訴訟が係属中とする趣旨の記載を始め、正確性・適切性に疑問がある内容であることをインドネシア共和国政府、関係機関、PLN及び事業実施主体との協議によりインドネシア共和国側関係者間で確認済みである。**

25

- JBIC審査役の報告書に対する住民の意見 (2017年8月)

<https://www.foejapan.org/aid/jbic02/batang/170925.html>

- 憤慨と失望
- 誤解や間違った認識が多いため、公表されるべきではない
 - 別表: 近隣のクンチョノレジョ村でロバン村向けのプリーフィングの場が持たれたことに言及されているが、東ロバン村の漁民はそうした事実を一度も聞いたことがない。
 - 土地収用価格の単価は、報告書で結論づけている内容とは異なり、一律ではなかった。地権者に対する意見聴取をもっと行なっていれば、真実を知ることができたろう。
 - 確かに建設作業に従事した漁民もいるが、東ロバン村の漁民は、これまでに一度も補償金やCSRプログラムを受け取っておらず、また、今後も受け取らない。地元の漁民のうち、一体何人が、また、誰が同事業からの恩恵を受けたのか、審査役に対して質問したい。
 - 同報告書は、複数の(でっちあげの)刑事訴訟に関する指摘事項について、徹底した確認をすることもなく、認めていない。
- 違反の確たる証拠を提供しなかったため、審査役に(事業地内に位置する未収用の農地について)現場訪問を行なうよう要求したが、実現せず。

26

問題提起への日本NCPの対応

2015年7月29日 住民、NCPに問題提起書を提出

2015年8月14日 NCPから住民に確認レター

- ①企業による「行動指針」の遵守は任意
- ②NCPの役割は、提起された問題が更なる検討に値すると初期評価で判断された場合、当事者による問題解決を支援するためのあっせんを提供すること

2015年8月31日 住民からNCPに回答

第三者立会いの企業との会合、NGO/専門家からの助言
地元住民への直接の聞き取りを含む、事実関係現地調査

2015年9月10日 受理通知

16年3月
農地アクセス完全封鎖

2016年6月28日 初期評価結果

要望事項はNCPの役割を越えたもの。問題提起事項を対象に両当事者の対話のあっせんを行う **現在まで進展なし**

27

(参考)事例2. チレボン石炭火力発電事業
事業概要と主な問題点

28

チレボン石炭火力発電所 事業概要

事業サイト: 西ジャワ州チレボン県



●1号機
 発電容量: 66万kW(超臨界圧)
 総工費: 8.5 億米ドル
 事業者: チレボン・エレクトリック・パワー社(CEP)
 =丸紅(32.5%)、Komipo(27.5%)、
 Samtan(20%)、Indika Energy(20%)
 融資: JBIC、韓国輸出入銀行、
 民間銀行(三菱東京UFJ、みずほ、三井住友、ING銀行)
 総額5.95億ドル(JBIC=2.14億ドル)
 商業運転: 2012年7月開始
 (国有電力会社PLNとの長期売電契約PPA 30年)
 ※日本政府の気候変動対策資金枠内

チレボン石炭火力発電所 周辺地図



チレボン石炭火力発電所・拡張計画 事業概要

●2号機
 発電容量: 100万kW(超々臨界圧)
 総工費: 約21.8億米ドル



事業者: チレボン・エナジー・プラサラナ社(CEPR)
 =丸紅(35%)、JERA(10%。中部電力と東電の合併)、
 Samtan(20%)、IMECO(18.75%)、Komipo(10%)、
 Indika Energy(6.25%)
 融資: 2017年4月18日 融資契約(協調融資=約1,740百万ドル)
 JBIC(731百万米ドル)、韓輸銀、
 三菱東京UFJ、みずほ、三井住友、ING
 仏: クレディ・アグリコル融資撤退
 商業運転: 2016年7月=土地造成作業を開始、2022年運転予定
 (国有電力会社PLNとの長期売電契約PPA 25年)

チレボン石炭火力発電所 主な問題点

- さまざまな生計手段への影響と
適切な補償・生計回復措置の欠如
- 粉塵等による健康影響に対する懸念と
最良の公害対策技術の欠如
- 環境アセスメント(EIA)／土地収用手続きにおける不備
と適切な住民参加の欠如
 - 違法性 ⇒ 環境訴訟
- 反対派住民／支援NGOへの人権侵害
- 贈収賄疑惑

Cf: 必要性の議論、気候変動問題の悪化

チレボン石炭火力発電所 主な問題点

- さまざまな生計手段への影響と
適切な補償・生計回復措置の欠如
 - 小漁業(小漁具、養魚池)、貝類採取
 - 港湾設備、取水口、石炭? etc.
 - 農業(コメ)
 - 水路ブロック、木陰、石炭貯蔵場からの降灰、高温?
 - 塩田
 - 石炭貯蔵場からの降灰?

33

日本とJBIC/JICA支援の海外の 石炭火力発電所との環境対策技術比較

- JBIC/JICA融資決定案件
 - = 利用可能な最良の技術は導入されず
 - = **ダブル・スタンダード**

発電所名	インドラ マユ	テレII	パタン	テレ ボン	TJB II	磯子 2	磯子1	碧南5
所在地	ID	ID	ID	ID	ID	JPN		
出力(MW)	1320	1200	1000*2	660	660*2	600	600	1000
運転開始時期	2026	2022	2020	2012	2011	2009	2002	2002
効率(蒸気条件)	USC	USC	USC	SC	SUBC	USC	USC	USC
SOx対策(ppm)	235	221	106	227	106	10	20	25
NOx対策(ppm)	212	251	127	404	229	13	20	15
PM対策(mg/Nm3)	42	50	50	29	50	5	10	5

チレボン石炭火力発電所 主な問題点

- 違法性 ⇒ 環境行政訴訟 = 環境許認可の取消要請
 - 2016年5月11日 西ジャワ州政府、2号機的环境許認可を発行
 - 2016年12月6日 住民、裁判を開始
 - 2017年4月12日 空間計画2017年政令第13号の制定
 - 2017年4月19日 地裁、住民の訴えを認め、環境許認可取消判決
 - 2017年4月21日 西ジャワ州政府、地裁の判決を不服として控訴
 - 2017年7月17日 西ジャワ州政府、新・環境許認可の発行
 - 2017年12月4日 住民・NGO、新・許認可発行の取消し求め、再訴訟
 - 2018年5月2日 地裁、住民・NGOの訴えを棄却
 - 2018年8月1日 高裁、住民・NGOの訴えを棄却
 - 2018年11月29日 最高裁、住民・NGOの訴えを棄却
 - 2019年8月6日 住民・NGO、最高裁の判決に対する再審請求
 - 2019年12月4日 最高裁、住民・NGOの再審請求を棄却

35

チレボン石炭火力発電所 主な問題点

- バンドン地裁判決(2017年4月19日)の概要
 - ・環境許認可の無効を宣言する
 - 理由: **チレボン県空間計画(2011~31年)に違反**
 - = 火力発電所の開発はアスタナジャプラ郡のみ記載
 - ⇔ 事業者の建設作業はムンドゥ郡を含む
- 新・許認可に係る地裁・高裁・最高裁(2018年)判決概要
 1. 原告の訴えを棄却
 - = 「一事不再理」(何人も同一事項について再訴訟不可)
 2. 旧・許認可の問題は解決
 - = **国家空間計画に関する2017年政令第13号で解決**

36

チレボン石炭火力発電所 主な問題点

- 『国家空間計画に関する2008年政令第26号の改正に関する2017年政令第13号』
 - 改正箇所: 第114 A項
 - (1) **国家戦略上の価値**がある活動は、既存の空間計画に規定されていない場合でも、本政令を根拠に、空間利用許可が発行される。
 - (2) 上述の空間利用許可の発行において、(インドネシア国家レベルの関連省庁の) **大臣**が空間利用に係る推薦状を供与できる。
- ⇒ **チレボン県空間計画にムンドウ郡は含まれないが、国家戦略事業であるため問題なし**

37

チレボン石炭火力発電所 主な問題点

- 新・環境許認可に係る住民の提訴(2017年)・控訴・上告(2018年)理由 ※EIAやり直し要
1. 無効とされた環境許認可の改訂・修正は不可
= 新・許認可に係る訴訟内容は、
旧・許認可に係る訴訟内容とは異なる
 2. 「空間計画2017年政令第13号」は法的根拠として不適当
→ **最高裁に司法審査請求**(2019年5月10日) ⇒ 敗訴
 3. 新・許認可の発行プロセスにおける不透明性
 4. 事業地は保護区域内に位置
 5. EIAの内容に相当な不備

38

チレボン石炭火力発電所 主な問題点

- さまざまな生計手段への影響と
適切な補償・生計回復措置の欠如
 - 粉塵等による健康影響に対する懸念と
最良の公害対策技術の欠如
 - 環境アセスメント(EIA)／土地収用手続きにおける不備と適切な住民参加の欠如
 - 違法性 ⇒ **環境訴訟**
 - **反対派住民／支援NGOへの人権侵害**
 - **贈収賄疑惑**
- Cf: 必要性の議論、気候変動問題の悪化

39

(参考)事例2. チレボン石炭火力発電事業
住民のJBIC異議申立てと結果／経過

40

チレボン石炭火力発電所 1号機発電所 JBICに異議申立て

2016年11月10日
チレボン1号機発電所
ジャカルタでJBICに異議申立て
(3名)



2016年11月10日
ジャカルタ日本大使館前で
抗議活動

41

チレボン石炭火力1号機 JBIC環境社会配慮方針の違反指摘

●環境社会配慮確認のための **結果→モニタリングは適切**
国際協力銀行(JBIC)ガイドライン
(2003年施行版のモニタリング規定不遵守の指摘)

「JBICガイドライン違反のために問題が継続している」

- ❖ 第三者等から環境社会配慮が十分でないなど具体的な指摘があった場合のJBICによるモニタリング対応(必要に応じたJBICによる調査などの欠如)
- ❖ 国内法の遵守
- ❖ 生計手段の喪失・収入機会の減少に対する適切な補償・代替措置(以前の水準より改善、または少なくとも回復)
- ❖ 緩和策の実施状況及び効果等の事業者による把握
- ❖ 第三者等から環境社会配慮が十分ではないなどの具体的な指摘があった場合の事業者による対応(ステークホルダーが参加して対策を協議・検討するための場の欠如等)

42

チレボン石炭火力発電所 2号機発電所 JBICに異議申立て

2017年5月24日 チレボン拡張(2号機)
東京でOECD指針に関する問題提起



2017年5月24日 チレボン拡張(2号機)
東京でJBICに異議申立て(3名)

43

チレボン石炭火力2号機 JBIC環境社会配慮方針の違反指摘

●環境社会配慮確認のための
国際協力銀行(JBIC)ガイドライン(2015年施行版)

- ❖ 環境アセスメント(住民協議における参加・情報公開など)
- ❖ 国内法の遵守
- ❖ 先進国等の基準やグッドプラクティスの参照
- ❖ カテゴリA案件における環境許認可証明書の提出
- ❖ JBICによるステークホルダーへの意見確認
- ❖ 生計手段の喪失・収入機会の減少に対する適切な補償・代替措置(以前の水準より改善、または少なくとも回復)

44

チレボン石炭火力2号機 JBIC環境社会配慮方針の違反指摘

■ JBICの融資に係る意思決定 経緯

2016年12月6日 住民、裁判を開始

2017年4月13日 国会審議

JBIC総裁「訴訟の進捗を認識。訴訟の判決ができれば、
内容を環境ガイドラインに基づき精査し、適切に対応していく」

2017年4月18日 融資契約を締結

2017年4月19日 地裁、住民の訴えを認め、環境許認可取消判決

2017年5月24日 住民がJBICに異議申立て

2017年7月17日 西ジャワ州政府、新・環境許認可の発行

2017年11月14日 JBIC、1回目の貸付（現在まで貸出継続中）

2017年12月4日 住民・NGO、新・許認可発行の取消し求め、再訴訟

異議申立手続の
暫定的停止

45

チレボン石炭火力2号機 問題提起への日本NCPの対応

2017年5月23日 日・INGO(住民の代理として)、NCPに
問題提起書を提出

2017年6月24日 受理通知

2018年2月2日 初期評価結果

・NCPは両当事者の対話のあっせん

→ NCPは当該企業に問題提起事項に係る対話を
受け入れるか複数回確認 **現在まで進展なし**

46

まとめ：
インドネシア石炭火力発電案件
人権侵害とJBIC等対応への
住民・NGOの評価

47

JBICガイドライン・異議申立制度の 課題・考察

- 人権侵害に係る調査体制／能力
 - 専門家／コンサルによる独立調査の欠如
- (全体的に)事実関係の検証体制／能力
 - 情報収集が不十分
 - ← 調査期間が不十分(現場訪問は数日)
 - ← 懸念をもつ住民への聞き取りが不十分
(事業者／JBIC融資担当部の主張に対する住民の認識・意見を
確認して検証する作業の欠如)
 - ← 事業者からの独立性が不十分
 - 専門家／コンサル等に委託するなど、現地でのヒアリング・踏査を
より十分な形で実施すべき
 - 「被影響住民」のステークホルダー分析(地域社会の分断)
- 苦情申立てのアクセス制
 - 言語の壁(翻訳体制も不十分)／難解なガイドライン
 - 住民の理解可能な言語でコミュニケーションできるよう翻訳体制を整えるべき

事例から見た日本NCPのあり方

- 問題提起者にとって、実質的に効果のある問題解決／救済ツールとなるよう、役割やプロセス等の再考が必要
 - ⇒ 企業の「行動指針」遵守確保に向けたNCPの役割の見直し。
 - ⇒ NCPの評価・調査の質の向上 …… スピード、内容面
 - ・初期評価の実施(目安となる処理期間:3か月)?
 - ・当事者への支援の提供(目安となる処理期間:6か月)?
 - ・調査体制、調査能力?
- NCPの説明責任、透明性の向上 …… 情報公開の範囲
 - ・秘密性 ?

49

